

介護保険について

～目次～

- 1、介護保険のしくみ…………… 1
- 2、介護保険利用までのながれ…………… 2
- 3、要支援1・要支援2の方…………… 3

介護予防サービスのながれ

介護予防サービスの種類

- 自宅で利用するサービス
- 生活環境を整えるサービス
- 施設に通ったり、宿泊して利用するサービス
- 施設に入所して利用するサービス

- 4、要介護1～要介護5の方…………… 5

介護サービスのながれ

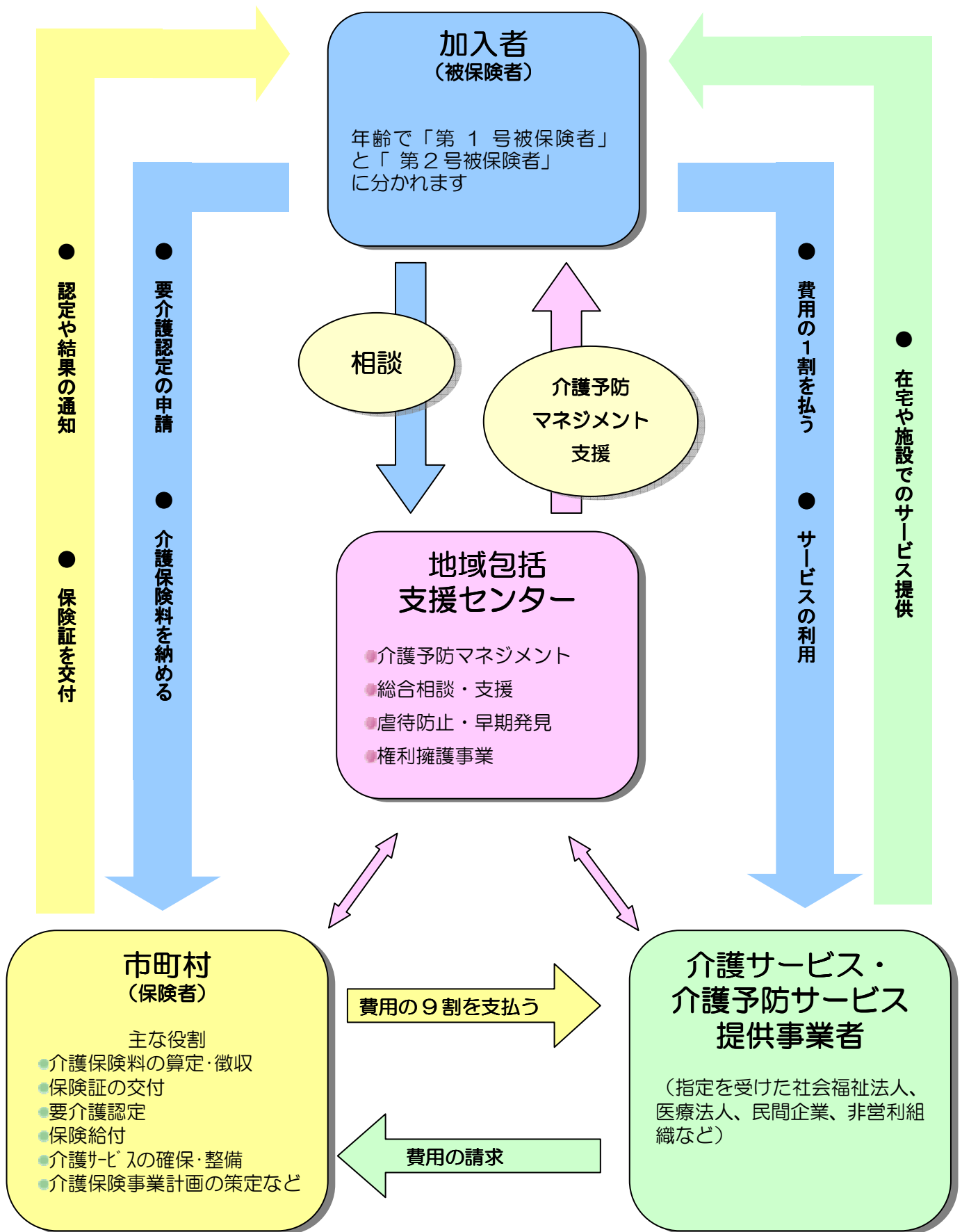
介護サービスの種類…居宅サービス

- 自宅で利用するサービス
- 生活環境を整えるサービス
- 施設に通ったり、宿泊して利用するサービス
- 施設に入所して利用するサービス

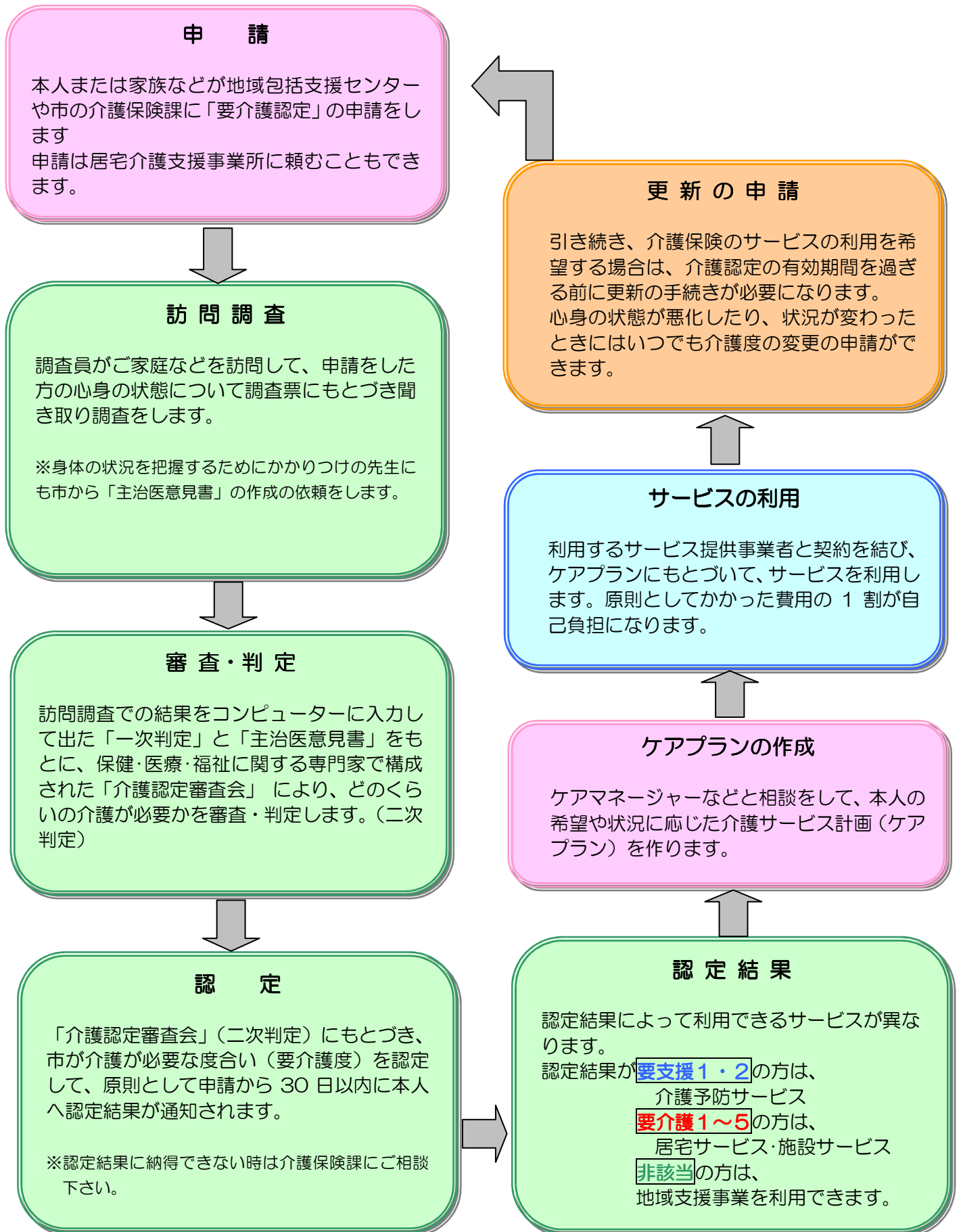
- 5、地域密着型サービス…………… 7

- 複合的なサービス
- 日帰りのサービス
- グループホーム
- 小規模施設サービス

1、介護保険のしくみ



2、介護保険利用までのながれ



3、要支援1・要支援2の方

介護予防サービスは要支援1、2と認定された方が、今よりも状態が悪くならないように、また少しでも自分でできることが増えるようになるために、利用していただくサービスです

介護予防サービス利用のながれ

① 連絡・契約

- 要支援1・要支援2と認定された結果通知が届いたら、地域包括支援センターに連絡、相談をします。
- 地域包括支援センターでは職員が重要事項について説明するので、同意したら契約を結びます。

～地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、保健、介護、福祉という3分野の専門職が連携し、市町村や地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者のさまざまな相談に対応する機関です。

② 話し合い(課題分析)

- 家族や 地域包括支援センターの職員と今どのようなことで困っているのか、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

③ 介護予防ケアプランの作成

- 家族や 地域包括支援センターの職員といっしょに、具体的な目標や利用する介護予防サービスなどを定めた介護予防ケアプランを作ります。

④ サービスの利用開始

- 介護予防ケアプランにもとづいてサービスを利用します
- 利用したサービス費用の1割を支払います。

⑤ 評価・見直し

- 地域包括支援センターは、一定期間後に介護予防ケアプランで設定された目標が達成されたかどうかを評価します
- 評価の結果、介護予防ケアプランの見直しが必要とされた場合は、より利用者にあった介護予防ケアプランに作り直します。

介護予防サービスの種類

自宅で利用するサービス

介護予防訪問看護	看護師などが自宅を訪問して、主治医の指示により介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを行います。
訪問介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが自宅を訪問して身体介護や生活援助を行います。
介護予防訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車が自宅を訪問して、介護予防を目的とした入浴介助などを行います。
介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士などが自宅を訪問して、主治医の指示により介護予防を目的としたリハビリテーションなどを行います。
介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

生活環境を整えるサービス

介護予防福祉用具貸与	貸出料の 1 割を負担して介護予防に役立つ福祉用具を一定期間借りられます。（手すり、スロープ、歩行補助つえ、歩行器など）
特定介護予防福祉用具の 購入費の支給	排泄や入浴などの貸与に該当しない福祉用具の中で介護予防に役立つ福祉用具の購入ができます。（腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分）
住宅改修費の支給	生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して上限 20 万円、まで改修費用が支給されます。（自己負担 1 割・事前に要相談） （手すりの取り付け、段差の解消、すべりの防止・移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更、引き戸などへの扉の取替え、洋式便器などへの便器の取替え、等その他）

施設に通ったり、宿泊して利用するサービス

介護予防通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどで介護予防を目的とした食事・入浴・排泄などの介護や生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。
介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設などで介護予防を目的とした生活機能の維持向上のためのリハビリテーション（機能回復訓練）などを日帰りで受けられます。
介護予防短期入所生活介護 （ショートステイ）	介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした入浴、食事、排泄などの介護や機能訓練を受けます。
介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療や介護、機能訓練が受けられます。

施設に入所して利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで食事、入浴などや機能訓練が受けられます。
-----------------	--------------------------------

4、要介護1～要介護5の方

要介護1～5と認定された方は、介護サービスをご利用いただけます。できるかぎり自立した暮らしができるよう適切なサービスをケアマネージャーと共にお選び下さい。

介護サービス利用のながれ

- ① 在宅（自宅）でサービスを受けたい方は

在宅サービス

を選びます

- ② 居宅介護支援事業所に連絡します

- 市が発行する事業所一覧を参考に居宅介護支援事業所を選び、連絡します
- ケアプランの作成を依頼すると担当のケアマネージャーが決まります

- ③ ケアプラン（居宅サービス計画）を作ります

- ケアマネージャーは本人や家族の要望を聞き、サービスの内容、費用などについてアドバイスをします。
- ケアマネージャーは各サービス事業者と連絡・調整し、ケアプランの原案を作ります。
- 費用、利用日、時間などに利用者が同意したら、ケアプランが出来上がります。

- ④ 居宅サービスの利用が開始

- サービス事業者と契約します。内容や料金などをよく確認しましょう。
- ケアプランにそって介護サービスを利用しましょう。

- ① 施設に入所したい方は

施設サービス

を選びます

- ② 入所する施設に利用者の方が直接申し込みます

- 施設サービスを利用する方のケアプランは、その施設が作成します。
- どのような介護が必要かによって以下の3つのタイプに分かれます。

生活介護が中心の
介護老人福祉施設

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事、入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます。

介後やリハビリが中心の
介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。

医療が中心の
介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などを受けられます。

介護サービスの種類・・・居宅サービス

自宅で利用するサービス

訪問看護	看護師などが自宅を訪問して、主治医の指示により病状の観察や床ずれの手当てなどの療養上のお世話を行います。
訪問介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが自宅を訪問して身体介護や生活援助を行います。
訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車が自宅を訪問して、入浴サービスを行います
訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士などが自宅を訪問して、主治医の指示によりリハビリテーション（機能回復訓練）を行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問して療養上の管理や指導を行います。

生活環境を整えるサービス

福祉用具貸与	貸出料の1割を負担して福祉用具を一定期間借りられます。月々の「居宅サービス支給限度額」の範囲内で利用します。 （車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換機・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助杖・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト）
特定福祉用具の購入費の支給	排泄や入浴などの貸与に該当しない福祉用具の購入ができます。 （腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分）
住宅改修費の支給	生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して上限20万円、まで改修費用が支給されます。（自己負担1割・事前に要相談） （手すりの取り付け、段差の解消、すべりの防止・移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更、引き戸などへの扉の取替え、洋式便器などへの便器の取替え、等その他）

施設に通ったり、宿泊して利用するサービス

通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどで食事・入浴・排泄などの介護や生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や医療機関などで生活機能の維持向上のためのリハビリテーション（機能回復訓練）などを日帰りで受けられます。
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設などに短期間入所して、入浴、食事、排泄などの介護や機能訓練を受けます。
短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとでの医療や介護、機能訓練が受けられます。

施設に入所して利用するサービス

特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで食事、入浴などや機能訓練が受けられます。
-------------	--------------------------------

5、地域密着型サービス

住み慣れた地域を離れずに利用でき、ニーズにきめ細かく対応できるサービスです。

複合的なサービス

小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設で「事業所への通い」を中心として、利用者の要望などに応じ「利用者宅への訪問」や「事業所での泊まり」を組み合わせ、食事、入浴、排泄などの介護や機能訓練が受けられます。（要支援1～要介護5の方対象）

日帰りのサービス

認知症対応型通所介護

認知症の方が食事、排泄、入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。（要支援1～要介護5の方対象）

グループホーム

認知症対応型共同生活介護

認知症の方が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練が受けられます（要支援2～要介護5の方対象）

小規模施設サービス

地域密着型
介護老人福祉施設サービス

つねに介護が必要で自宅では介護できない方を対象として、定員30人未満の小規模な施設で食事、排泄、入浴などの介護や健康管理を受けられます。（要介護1～要介護5の方対象）

地域密着型
特定施設入居者生活介護

定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで食事、排泄、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
（要介護1～要介護5の方対象）